

平成二十一年一月二十七日受領  
答 弁 第 三 八 号

内閣衆質一七一第三八号

平成二十一年一月二十七日

内閣総理大臣 麻 生 太 郎

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員山井和則君提出派遣労働における「常用型派遣」及び「登録型派遣」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出派遣労働における「常用型派遣」及び「登録型派遣」に関する質問に対する答弁書

一について

一般には、派遣元事業主が労働者を常時雇用しておき、その事業活動の一環として、当該労働者を派遣先に派遣するものを「常用型派遣」と呼び、また、派遣労働を希望する労働者を登録しておき、派遣先から求めがあつた場合に、その求めに合う条件を有する労働者を派遣元事業主が雇い入れた上で派遣先に派遣するものを「登録型派遣」と呼んでいると承知している。

二について

お尋ねについては、平成十九年度労働者派遣事業報告によると、当該年度において、派遣元事業主に常時雇用される労働者（以下「常用雇用労働者」という。）の数は、一日平均で百一万六千三百五十四人である。また、労働者派遣に係る登録を行い、かつ、当該年度の終了の日以前一年以内に、実際に派遣されたことのある労働者の数は、一日平均で二百七十九万五千九百九十九人である。

三について

お尋ねの労働者数については把握していないが、平成十九年度労働者派遣事業報告によると、六月一日時点で常用雇用労働者として製造業務に従事している派遣労働者数は二十八万八千三百十人であり、常用雇用労働者以外の労働者として製造業務に従事している派遣労働者数は十七万八千八百八十三人である。

#### 四について

お尋ねの実態については把握していない。